

要望 1
障がい者・高齢者虐待対応における区役所内での体制の強化
理由
<p>港区では、令和5年度に受理された高齢者虐待の件数 49 件に対し令和6年度は 65 件となり、令和7年度は 12 月 1 日時点ですでに 44 件が受理されています。また、障がい者虐待の受理件数は令和5年度 11 件に対し令和6年度は 25 件、令和7年度は 12 月 1 日時点で 16 件が受理されています。</p> <p>虐待に関する通報・相談は増加傾向にあり、その内容も認知症や精神障がい、家族の介護負担、経済的困窮などが複雑に絡み合うケースが多く、また長期化するケースも増えています。</p> <p>障がい者虐待、高齢者虐待ともに令和6年度は令和5年度より増加していることから、その理由について分析し検証を行い、民生委員・児童委員等を対象にワークショップによる虐待研修会が3年目を迎えることから、来年度以降は障がい者・高齢者虐待防止連絡会議において虐待の実事例に基づいたワーキングを行い、区全体での虐待に関する知識の底上げを要望します。</p> <p>また、このような状況の中、迅速且つ長期的な対応が求められますが、現行の区役所の体制では十分な対応が困難な場面が生じているため、区役所内での体制の強化を要望します。</p>
回答
<p>高齢者・障がい者虐待について広く知っていただくために、令和5年・6年度は、民生委員・児童委員を対象にワークショップによる研修会を開催し、令和7年度は対象をネットワーク委員に広げて研修会を開催いたしました。また、支援者向けとして介護支援専門員や、障がい者相談支援専門員、障がい者支援事業所従事者を対象に虐待についての研修会も開催しております。</p> <p>他方、行政関係機関には、障がい者・高齢者虐待防止連絡会議の中で、権利擁護についての情報共有と啓発を図るとともに、区民には「広報みなと」を通じて、障がい者・高齢者に対する虐待の正しい知識の普及を広めるための情報を発信しています。</p> <p>虐待受理件数の増加は、これまでの広報活動が実を結び、支援者・地域住民からの通報が増えたことが一因であると考えております。これらの取組みを継続し、障がい者・高齢者虐待防止連絡会議で実事例に基づいたワーキングを行い、区全体での虐待に関する知識の底上げを行います。また、より相談・通報しやすいような環境づくりに向け、身近な相談機関である港区障がい者基幹相談支援センターや地域包括支援センターをわかりやすく広報するためのステッカーを作成し、民生委員・児童委員やネットワーク委員、地域見守りコーディネーターなどに配布する予定です。</p> <p>また、通報受理件数の増加に伴い、区役所の体制も強化の必要があるところでございますが、担当者数は前年度と同数であり、また他の業務も兼務しているため、場合により、緊急時の相談・通報時に担当者が即対応できないこともあります。そのため、緊急時には他の職員も対応できるよう、虐待対応研修の受講や日頃から対応継続事例の共有を図り、複数の職員で相談対応や緊急性のある虐待ケースへの対応を行えるような体制づくりを行っています。</p> <p>複雑化・深刻化する虐待相談・通報に対し、迅速・的確に対応できるよう、引き続き業務執行体制の強化に努めてまいります。</p>
港区役所保健福祉課

要望2

地域包括支援センター、認知症初期集中支援事業、在宅医療・介護連携推進事業などの各部署や事業が縦割りにならずに、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現を共通目標として有機的に連携できるようなマネジメント体制の整備を求める。

また、介護分野を超えた多様で複雑な課題に対応できるよう、弁護士や司法書士等の司法関係者も含めた関係機関が分野横断的に協働できる支援体制の構築を要望する。

理由

在宅医療・介護連携推進事業では、2025年を目標に、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を区役所や地域包括支援センター等と連携して進めてきた。

一方で現在、医療介護連携相談支援室および医療・介護の専門職には、老老介護、障害を抱える子と要介護の親の同居、ひきこもり、虐待、ごみ屋敷、要望3に提起するシャドーワーク問題など、介護分野にとどまらない多様で複雑な課題が数多く寄せられている現状がある。

これらの複合課題は、対象者や制度ごとに分かれた既存の支援体制では対応が難しい、いわゆる「制度の狭間」による課題であり、介護分野だけでの支援の限界を示している。さらに、行政での人材・資源・財源の制約や、住民にとっての利用のしやすさを踏まえると、分野ごとの縦割りによる対応には限界がある。

地域共生社会の実現に向けて、弁護士や司法書士等の司法関係者も含めた関係機関の有機的な連携と分野を超えた協働体制が不可欠であり、事業間のマネジメントによる連携強化が必要であると考えます。

回答

現場に寄せられている老老介護をはじめとした様々な複合課題等については、介護分野だけでの対応に限界があることを踏まえ、弁護士や司法書士等の司法関係者も含めた関係機関が早期から連携して支援方針を検討できる体制整備が重要であると認識しています。

制度の狭間にある課題に対して切れ目のない支援につなげられるよう、地域包括支援事業、認知症初期集中支援事業、在宅医療・介護連携推進事業等の関係事業が、地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の実現を共通目標として分野横断的な協働体制を構築できるよう、区として引き続き取り組んでまいります。

港区役所 保健福祉課

(★)

<p>要望3</p>
<p>単身世帯の増加や地域のつながりの希薄化によりインフォーマルな支援が減少している中、生前から死後まで本人を支える公的制度や仕組みの構築、特に「死後事務」について、いわゆる「おひとりさま」等の多様な生き方に対応可能な公的制度や専門的な支援体制の整備を求める。</p>
<p>理由</p>
<p>令和7年11月、区内ケアマネジャーを対象として地域包括支援センター、医療介護連携相談支援室合同で「シャドーク(本来業務外の対応)」に関する調査を実施した。 (回答65件、回答率65.5%)</p> <p>「シャドーク」と考えるとの回答の上位3位は、①ペット等の世話 ②財産管理 ③死後事務・相続であった。シャドークが発生する背景には、単身世帯の増加や地域のつながりの希薄化により、従来は家族や地域等のインフォーマルな担い手が行ってきた隙間ニーズを担う役割がケアマネジャーに過度に集中していることがあると考える。今回の調査により、ケアマネジャーの持つ「断りづらい職業倫理」のもと、買い物や各種手続き、安否確認など生活全般の困りごと、さらには死後事務まで担わざるを得ない状況が常態化していることが明らかとなった。この状況は、医療機関における医療ソーシャルワーカーとも共通している。</p> <p>特に「死後事務」については、「何らかの形で対応している」との回答が半数以上(55.3%)あり、その対応理由の内訳は次の通りである。</p> <p>① 自事業所しか対応するところがなかった:緊急性あり11.1%、緊急性なし13.9% ② 利用者・家族からの要請:13.9% ③ 医療機関からの要請:8.3%</p> <p>死後事務は、本来は弁護士や司法書士等法律の専門家が本人との契約に基づき行うものであり、ケアマネジャーの職業倫理に依存し続けることには限界があると考えます。</p>
<p>回答</p>
<p>単身世帯の増加や地域のつながりの希薄化により家族や地域が担ってきた支援が得にくくなる中、生前から死後まで支える仕組みの構築は重要な課題です。なかでも、ケアマネジャーがいわゆるシャドークとして死後事務の対応をしたことがあるとの回答が半数以上あったとのご指摘については、死後事務は原則契約に基づき弁護士・司法書士等が行うべき事務となりますので、港区だけではなく全国的な課題であると考えています。</p> <p>「おひとりさま」等の増加を背景に、国の社会福祉審議会等でも議論が進んでいるところです。仕組みが構築されるまでの間、港区役所では、成年後見人制度やACPの機会を活用するなど、個人それぞれの実情に即した支援を行ってまいります。全市的な課題であることから、福祉局に対し、現場の実情に即した制度構築となるよう要望してまいります。</p>
<p>港区役所 保健福祉課</p>

要望4

港区在宅医療・介護連携推進事業主催の多職種連携に関する研修会に、区役所生活支援担当や介護保険担当等、医療・介護の専門職と関わる機会が多い部署の職員にも積極的に参加してもらい、より一層多職種連携を深めていく体制の強化を要望する。

理由

港区在宅医療・介護連携推進事業では、令和 6 年度より IPW をテーマとした研修会の開催や、医療・介護の専門職が気軽に話し合える場として「ケアカフェ」を開催し、顔の見える関係を築けるよう取り組んできた。

令和 7 年度も引き続き、区役所担当者の協力のもと、研修会やケアカフェを通じて多職種連携を推進しており、「総合的な相談支援調整の場(つながる場)」との共催による多職種セミナーなど、新たな取り組みも始めることができた。

今後も区担当者との連携しながら、継続的に事業を進めていきたい。

回答

令和 6 年度から開始した IPW 研修や「ケアカフェ」は、医療・介護の専門職同士の顔の見える関係づくりを進める上で非常に有効であると認識しています。また、令和 7 年度には「総合的な相談支援調整の場(つながる場)」との共催による研修会を開催し、さらなる連携強化も進めてまいりました。

多様化・複雑化する在宅生活課題に対応する上では多職種連携が非常に重要であると認識しており、今後も引き続き、区職員も含め様々な専門職が参加しやすく、参加して有意義だったと感じていただけるような研修を企画・運営し、多職種連携がより円滑になる体制強化につなげてまいります。

港区役所 保健福祉課

<p>要望1</p>
<p>JR 弁天町駅周辺の交通環境について、高齢者や障がい者等の視点を充分に取り入れ、誰もが利用しやすい社会資源となるような働きかけを積極的にしていただきたい。</p>
<p>理由</p>
<p>JR 弁天町駅周辺の交通環境について、誰もが利用しやすく、より便利な社会資源の一つになるように、ベビーカーを押す人や高齢者、障がい者等すべての人々の視点を充分に取り入れ、障害者差別解消法の実施に向け、バリアフリーなまちづくりの一部となる構造になるよう今後も積極的に検討してください。障がいのある方だけでなく、港区で生活するすべての方に寄り添ったまちづくりを進めてください。</p> <p>また、平成 25 年に設置した「交通バリアフリー弁天町地区連絡調整会議」を開催し、弁天町駅周辺のバリアフリー化の進捗状況の共有や、JR弁天町駅と大阪ベイタワーを結ぶ連絡通路(上空デッキ通路)における規格外スロープ(「弁天町地区バリアフリーマップ(駅周辺)2026 年1月更新」に記載)の勾配の緩和もしくは車いすでの通行の危険性及び安全に横断できる経路(弁天町駅前交差点北側の地下道エレベーター)への案内の充実等について協議してください。</p>
<p>回答</p>
<p>弁天町駅周辺のバリアフリーの推進にあたっては、全市的な施策として、障がい者や高齢者等の参画のもと、平成 16 年4月に大阪市弁天町地区交通バリアフリー基本構想が策定され、弁天町駅周辺のバリアフリー化の推進に取り組んでおります。</p> <p>また、バリアフリー化の推進は、関係者による継続的な取り組みが重要であり、港区としても、平成 25 年に「交通バリアフリー弁天町地区連絡調整会議」を設置するとともに、令和3年4月に策定(令和7年3月に更新)した港区エリア別活性化プランにおいても、「弁天町駅周辺エリアのバリアフリー化の推進」を具体的な取り組み内容として設定し、これらの取り組みを進めております。</p> <p>なお、「交通バリアフリー弁天町地区連絡調整会議」の開催につきましては、弁天町駅周辺のバリアフリー化に向けた事業者等の対応状況の進展など、新たに議題が発生した際、適宜、開催してまいりたいと考えております。</p> <p>JR弁天町駅と大阪ベイタワーを結ぶ連絡通路におけるスロープ勾配の緩和につきましては、連絡通路の構造上、非常に厳しい状態ではありますが、引き続き関係諸機関と協議を行うとともに、国道 43 号をより安全で快適に横断していただける弁天町駅前交差点北側の地下道エレベーター(令和7年2月 28 日完成)への案内標示等の充実についても合わせて協議してまいりたいと考えております。</p>
<p>港区協働まちづくり推進課</p>

要望2

高齢者や障がい者など、避難行動に援護が必要な当事者や地域の自主防災組織、区役所などが必要な情報を共有し、設けた制度や対策・体制が、有事に十分に機能するよう、防災への取り組みのさらなる充実を要望します。

理由

近年、全国各地で、地震や風水害などの大規模自然災害が多発しています。また、本市においても南海トラフ地震の発生と津波による被災も懸念されるところです。これまで、防災対策として、さまざまな取り組みが進められていることは承知をしていますが、高齢者や障がい者など、避難行動に援護が必要な方は、自身の避難経路や介助にまだまだ不安を大きく抱えられています。当事者や地域の自主防災組織、区役所などが必要な情報を共有し、設けた制度や対策や体制が、有事に十分に機能するよう、防災への取り組みのさらなる充実を目指してください。また、地域の避難訓練などの情報の共有に努め、実際に訓練に参加する機会を設けるなど、要援護者が地域の支援者とつながる機会を作ってください。

また、個別避難計画策定においても、区内の事業所を対象とした「個別避難計画」の研修を実施してください。

回答

防災訓練や学習会等の機会を通じて、関係者間で必要な情報を共有し、日頃から地域の絆を築くことで、災害時にも地域の力を最大限に発揮できるように努めてまいります。

また、令和3年5月の災害対策基本法の改正により「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務になったことを受けて、大阪市におきましても地域の実情に合わせて改正からおおむね5年(令和8年度末まで)に優先度の高い要支援者の計画を作成することを目指しています。

この方針を受けて、港区におきましても、日頃のつながりや見守りの延長で災害時の避難支援を行うことを目指しており、地域の自主防災組織や見守り関係者等の協力を得ながら着実に計画を作成してまいります。

また、本市福祉局において、日頃からケアプランの作成やサービス提供などを通じて高齢者や障がい者の状況等をよく把握し、信頼関係を築かれている福祉・介護サービス事業者のみなさまに計画作成のご協力をお願いしているところですが、港区におきましても、今後、自立支援協議会等で防災研修を実施する際に、個別避難計画の説明とご協力を依頼させていただきたいと考えています。

港区協働まちづくり推進課、港区保健福祉課

要望3

障がい者差別解消法・障がい者虐待防止法がより地域に浸透し定着するよう、継続して取り組み、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりの推進を強く要望します。

理由

令和7年4月に公表された区民アンケート報告書では、「あなたは、障がいのある人には法律により、合理的配慮をしなければならない、ということを知っていますか。」との質問に対し、65.3%の方が「知っている・ある程度知っている」と答えています。また、「あなたは、高齢者や障がいのある人、子どもへの虐待を疑うようなことを知ったときには、どうされますか」との質問に対し、75.1%の方がさまざまな機関に相談したり通報すると答えました。

障がい者差別解消法・障がい者虐待防止法が、より地域に浸透し定着するよう、周知・啓発の取り組みを継続して行い、障がいの有無に関わらず誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを進めてください。虐待防止のため、養護者に対し利用可能な障がい福祉サービス等を周知して養護者の介護負担を減らすとともに、こういった行為が虐待にあたるのかという啓発をすすめてください。

あわせて、虐待の通報が適切に行われ、被虐待者等の保護、権利の擁護が行われるよう、正しい情報を関係者において共有できるような体制整備を行い、個別の事例に対する検討の場や、対応の検証の機会を設けてください。

回答

令和6年度は令和5年度に比して虐待通報件数が増加するなど、これまでの周知・啓発活動が一定の成果をあげているところではありますが、より相談・通報しやすいような環境づくりに向け、より身近な相談機関である港区障がい者基幹相談支援センターや地域包括支援センターをわかりやすく広報するためのステッカーを作成し、民生委員・児童委員やネットワーク委員、地域見守りコーディネーターなどに配布を行い、引き続き周知・啓発を続けてまいります。

また、虐待対応においては、被虐待者の心身の安全のための保護、権利擁護のための成年後見人申立など、きめ細かい支援を行う必要があるため、虐待の個別事案の対応では、オンライン会議の活用などにより、関係者と情報共有の場や対応の検証の場を確保するよう努めているところです。

これからも、地域包括支援センターや介護支援専門員、障がい者基幹相談支援センターや相談支援事業所等、関係機関と綿密な連携をとり、支援を行ってまいります。

港区役所保健福祉課

(★)

要望4

障がい者の自立の促進や生活の質の向上を図るため、移動支援をはじめさまざまな福祉サービスを担う人材を増やすような取り組みの実施を要望します。

理由

近年、港区では障がい福祉サービスの移動支援事業や居宅介護・重度訪問介護などのサービスの利用を希望する方に対し、区内の事業所や担い手が不足しています。現在稼働するヘルパーの年齢も若年層は少なく、中高年のヘルパーが中心にサービスの提供にあっており、今後、安定的なサービスの提供に支障をきたすことが見込まれます。

行政と事業者が協力して、この課題の解決方法を見つける必要があります。ヘルパー資格取得、ヘルパー募集のための事業所の補助等、障がいのある方を支える人材の確保を検討してください。また、移動支援事業についても、有資格者を増加させ有用な制度となるよう検討してください。

また、これを通じ、今後も障がい福祉に関わる人材の増加とともに、その質の向上にもつなげる取り組みを検討してください。

回答

移動支援事業だけではなく、サービス全般においてのヘルパーの人材不足については、必要な介護や支援を受けることができず、直ちに生活に影響されることから、安定した人材確保が重要な課題であると考えます。国の指針に基づき、大阪市でも研修を行うなどの取り組みが実施されていますが、港区内や大阪市内のみならず、全国的な問題であることから、引き続き人材確保に向けて実施されるよう福祉局に要望します。

また、人材の養成・確保や質の向上につながるよう、加算項目を見直すなど国に対して働きかけることや、情報周知の強化に向けた取り組みを検討されるよう、併せて要望します。

港区役所保健福祉課

<p>要望 1</p>
<p>地域見守りコーディネーター事業の周知について</p>
<p>理由</p>
<p>港区社会福祉協議会では、「地域福祉サポート事業」として、各地域の会館に職員(地域見守りコーディネーター)が常駐し、地域住民の方々からの困りごとの相談や見守りを行う体制を整えています。</p> <p>令和7年度からはスマートフォンを導入し、メールやSNSを活用して子育て世代から高齢者まで幅広い世代の方々への相談対応を行えるよう体制を整備しました。</p> <p>つきましては、身近な地域で誰でも相談できる「地域福祉サポート事業」の広報・周知をさらに強化いただきたく要望します。</p>
<p>回答</p>
<p>港区社会福祉協議会において、地域見守りコーディネーターの常駐による相談・見守り体制に加え、令和7年度からスマートフォンによるメールやSNS等を活用した幅広い世代への相談対応体制を整備されたことは、相談機会の拡充につながる非常に有意義な取組であると認識しております。</p> <p>身近な地域で誰でも相談できる窓口の周知は重要であることから、区ホームページやSNS等を活用し、地域福祉サポート事業の広報・周知の強化に取り組んでまいります。</p>
<p>港区役所保健福祉課</p>

要望2

ひとり親応援プロジェクトテーマ型募金への協力について

理由

今年度で4回目の開催となった「ひとり親家庭応援プロジェクト！お米券の配布」は、ひとり親家庭に対する食料支援(お米券の配布)を通して、孤立しがちなひとり親家庭に安心やつながりを感じてもらうことや、必要に応じた相談支援へとつながるきっかけとなることを目的として行っています。

このプロジェクトは赤い羽根共同募金の1つである、テーマ型共同募金(特定の地域課題やそのための活動を共同募金の募金テーマとして掲げ、課題解決に取り組む団体が主体となつて、個人や企業に対して地域課題や自らの活動を伝え、寄付を呼び掛ける募金)を財源としています。

令和8年9月頃開催予定の5回目の財源確保に向け、令和8年1月1日～令和8年3月31日まで募金活動を行っており、誰でも気軽に参加できるテーマ型募金を知ってもらえるよう、広報・周知に取り組んでいます。

つきましては、昨年度に引き続き、行政関係や各所の窓口には募金箱の設置及び広報・周知にサポートいただきたく要望します。

回答

港区社会福祉協議会の皆様によって継続して実施されている本事業は、食料支援を通じてひとり親家庭の安心感やつながりの醸成、相談支援へとつながるきっかけをつくる大変意義深い取り組みであると認識しております。

令和8年9月頃に予定されている第5回開催に向け、港区役所管理職有志から募金に協力いたしました。今後も可能な範囲でテーマ型募金の広報・周知に協力させていただきたいと考えています。

港区役所保健福祉課

要望3

プレママ・パパ講座土曜日開催への支援について

理由

港区子ども・子育てプラザで、土曜日の午前中に産前のママ・パパを対象に「プレママ・パパ講座」を実施できないかと検討しています。

現在、港区役所での「プレママ・パパ講座」は木曜日開催、土日開催については市内全域の居住者を対象とした北区内の1会場のみとなっています。

そのため、土曜日に港区子ども子育てプラザにて年間6回程度(偶数月または奇数月)、講座を実施できないかと考えています。

次年度に向けた企画の相談(講師の紹介・費用の支援・体験セットの貸与等)について、ご検討いただきたく要望します。

回答

次年度に向けた「プレママ・パパ講座」企画のご提案をいただきありがとうございます。

関係部署・関係機関と連携し、実施体制や内容、必要経費、既存事業との役割分担等を整理したうえで、実現可能な支援の在り方を検討してまいります。

港区役所保健福祉課

要望4
ピアカウンセリングの実施について
理由
<p>港区子ども・子育てプラザでは、令和6年度には約25,000人の乳幼児親子や小学生以上の児童の利用がありました。</p> <p>そのような中、発達に遅れや偏りがある子どもの子育てで、不安を抱いておられる保護者の方が増加している状況が見受けられます。</p> <p>同じような悩みや不安を抱えている当事者同士がピアカウンセリングによって共感や安心感を持ってもらえたらと考えています。</p> <p>現在、区で実施しているピアカウンセリングについて、港区子ども・子育てプラザでも定期的に実施していただけるよう、ご検討いただきたく要望します。</p>
回答
<p>港区子ども・子育てプラザにおけるピアカウンセリングの定期実施に関するご要望をいただきありがとうございます。</p> <p>ピアカウンセリングを多くの利用者が集まる場所で実施することは有意義であると認識しておりますが、ピアカウンセラーの対応可能日程や実施体制の都合により、現時点で港区子ども・子育てプラザにおいて定期的に実施することは難しい状況です。</p> <p>いただいたご要望は今後の事業運営・体制検討における重要なご意見として受け止め、ピアカウンセラーの確保や他会場の実施状況等を踏まえつつ、実施可能性について引き続き検討してまいります。</p>
港区保健福祉課